

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「ガス料金」の支払期日に関する特別措置について

### (第二報)

新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますと共に、感染された皆様や生活に影響を受けている皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。

高松ガス(株)では、このたび、4月7日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が改めて発出されたことを受け、当該特別措置の内容を一部変更し、次のように特別措置を講じますので改めてお知らせ致します。

#### 1. 特別措置の対象となるお客様

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付(※1)を受け、本特別措置適用のお申込みを頂いた弊社のお客様。

#### 2. 特別措置の内容 (※変更箇所)

2020年3月・4月検針分のガス料金の支払期限(※2)をそれぞれ**2ヶ月間**延長させていただきます。又、2020年**5月検針分**のガス料金の支払い期限(※2)を**1ヶ月間**延長させていただきます。

#### 3. 適用開始日

2020年4月2日(木)～

#### 4. 特別措置のお申込み方法

特別措置の適用には、別途お申込み手続きが必要となります。

お申込みの際、「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けた際に発行される「貸付通知書」を用いて確認手続きが必要になりますので、予めご了承下さい。尚、お申込みの詳細につきましては、下記までご相談下さい。

※1：「緊急小口資金」・「総合支援資金」については、厚生労働省『生活福祉資金貸付制度』をご確認下さい。

※2：通常のガス料金の支払期限は、ガスの検針日の翌日から起算して50日目となります。

高松ガス株式会社 お客様センター

0120-889-294

受付時間 平日 あさ9時～よる6時

FAX：092-510-7294 E-mail：[info@hottaka.jp](mailto:info@hottaka.jp)

